

監査公表第 8 号

監査結果に基づく措置について

令和 5 年 1 月 17 日付監査報告第 14 号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 6 年 3 月 26 日

大牟田市監査委員	中 原 修 作
同	塩 塚 敏 郎

令和 6 年 3 月 4 日

大牟田市監査委員 中原修作 殿
同 塩塚敏郎 殿

大牟田市長 関 好孝
(産業経済部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 5 年 1 月 17 日付、監査報告第 14 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(産業経済部)

1 動物園管理費 (観光おもてなし課)

(1) 動物園施設管理費

大牟田市動物園空調工事について、6月1日に契約していたが、8月末時点で支出負担行為書が起票されていなかった。

また、9月30日に工事が完成し、10月3日には建築住宅課職員による検査確認が終了しているにもかかわらず、11月16日時点で支払い処理がなされていなかった。

検査確認書受理後に原課が工事写真の手直しを指示していたための遅れであったが、工事は計画どおりに施工され、検査確認も終わっていることから、速やかに支払い処理を行うべきである。

(2) 動物園駐車場管理費

大牟田市動物園駐車場管理業務委託契約において、以下のような事例が見受けられた。

- ・ 契約では業務報告書、駐車管理システム保守報告など報告書の提出が求められているが、例月の業務報告書しか提出されていなかった。さらに、提出された例月の業務報告書には、駐車場使用料の記載がなく、業務の実施結果及び処理状況についての報告はされていなかった。
- ・ バスなどの大型車用の駐車場には駐車場ゲートがなくレシートがないため、駐車場使用料を確認するには、委託業者が駐車場入口で交付している領収書の控えを確認する必要があるが、その確認を行っていなかった。
- ・ 繁忙期などに、委託業者の判断で大型車用の駐車場に普通自動車等を駐車させているが、その際に発行する領収書の控えがなく、駐車台数や駐車料金の確認ができなかつ

た。さらに、原課は委託業者がそのような取扱いをしている事実も把握していなかった。

- ・ 再委託は禁止されているが、承諾を得ずに「駐車管理システム保守点検」「機械警備保守点検」が再委託されていた。

動物園駐車場については、令和2年度定期監査時の「動物園駐車場使用料」に係る監査において、契約書・仕様書等に定められている業務が行われているかの確認が不十分であることや、仕様書の業務内容に不備があることを指導していた。

しかしながら、今回の監査でも、業務の確認が不十分であり、前回の監査で業務内容に追記が必要とされた項目の追記がされていないだけでなく、他にも駐車場の管理に必要な仕様の不備が明らかとなった。

市が直接実施するよりも、効果的な事業実施が可能と判断し、業務委託を行っていることから、その事業の実施状況についての確認は必須であり、契約書・仕様書に基づき提出された報告書や業務実施状況についての確認は適切に行うべきである。

業務委託契約の内容を十分に理解した上で、事業の実施に取り組まれない。

【措置の状況】

(産業経済部)

(1) 動物園施設管理費

指摘のとおり、契約締結後は速やかに支出負担行為書の起票を行うべきところでしたが、業務の進捗管理が不十分であったため、起票が遅れたものです。

また、検査確認終了後も、当課として工事写真に係る追加資料を求めていたため、そのやり取りに日数を要し、支払が遅れたものです。

今後は、業務の進捗管理を着実にを行い、経理事務を計画的に遂行してまいりますとともに、検査確認終了後の請求書提出を速やかに求め、支払処理を行ってまいります。

(2) 動物園駐車場管理費

指摘の事項（各種報告の漏れ、大型車用駐車場の使用料確認、再委託の承諾）につきましては、令和5年10月までにすべて是正し、対応しています。また、必要書類の提出及び原課による把握も適切に行っています。

さらに、仕様書の業務内容の不備につきましては、新たな委託期間となる令和6年4月からの業務委託契約に係る仕様書・契約書において、紛失対応等に係る報告について明記しますとともに、これらに基づき提出された報告書や業務実施状況の確認を適切に行ってまいります。

今後は、業務委託契約の内容を十分に理解し、事業の実施に取り組んでまいります。